

市有財産一般競争入札

説明書

【北方町早中字速日ノ峰市有林】

延岡市役所農林水産部林務課林政係
〒882-8686
延岡市東本小路2番地1
TEL0982-22-7019

入札参加者は、一般競争入札公告、本説明書を熟読し、内容等を十分承知したうえで、入札してください。

1. 売扱対象物件

番号	森林の所在地	面積 (ha)	樹種	本数 (本)	立木材積(m ³)
物件1	北方町早中字速日ノ峰巳 1179番1	0.87	スギ	172	252
			ヒノキ	639	322

2. 落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満は切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100を入札書に記載すること。

3. 入札参加申込み

入札に参加するには、申込みが必要です。

入札参加申込期間：令和8年1月9日（金）～令和8年1月23日（金）
(土・日・祝日を除く8:30～17:15)

申込書提出場所：延岡市役所林務課（本庁3階）

※入札参加申込書・誓約書を提出してください。

4. 入札期日及び場所

(1) 期日 令和8年2月4日（水） 受付 9時00分～9時55分
入札 10時00分～

(2) 場所 延岡市役所 入札室（本庁6階）控室601 会議室

5. 入札参加に必要な資格

素材生産業を営む者

上記業の確認は、次の各号のいずれかによるところとする。

- (1) 過去2年以内の素材生産業に関する売買契約書、及び、その契約を善良に履行したと証明できるもの。
- (2) その他素材生産業を行ったことを確認できる書類の写し、及び、その契約を善良に履行したと証明できるもの。

※次の各項目のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 3に定める手続きを入札参加申込の期限までに行わない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団
又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良
の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供し
ようとする者。
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加
える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接
的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者
をいう。）が前記(2)から(4)のいずれかに該当する者
- (8) 納付すべき市税を滞納している者
- (9) 森林法に違反し行政指導に従っていない者

6. 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札保証金として入札予定額の100分の5以上の現金または銀行保証小切手を納入しなければなりません。この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の入札保証金は、契約保証金の納付後に返還します。ただし、落札した者の申し出により契約保証金に充当することができます。

なお、過去2年間において国若しくは地方公共団体若しくは県林業公社と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときは、入札保証金は免除することができます。（この場合、契約書等の写しを提出ください。）

7. 入札

(1) 入札の条件

- ①入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- ②入札は、所定の入札書により、封書にして提出してください。
- ③入札書には、住所・氏名及び入札金額を明確に記入のうえ押印してください。
- ④提出済の入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え・引換え、または撤回を行ふことはできません。
- ⑤入札開始時刻までに入札会場に入室することのできなかった者は、入札に参加できません。

(2) 入札の無効

- 次に掲げる入札は無効となります。
- ①入札参加資格のない者がした入札
 - ②6で定める入札保証金を納入しなければならない者が入札保証金を差し出さない入札
 - ③同一人が同一事項についてした二通以上の入札
 - ④二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - ⑤入札書の表記金額を訂正した入札
 - ⑥入札書の表記金額・氏名・印影または重要な文字が誤脱した、または不明な入札
 - ⑦入札条件に違反した入札
 - ⑧連合その他不正のあった入札
 - ⑨入札書の表記金額が、入札保証金の20倍を超える金額を記載した入札。

8. 開札

開札は入札書提出終了後直ちに行います。

9. 落札者の決定

市の予定価格以上で、最高の価格をもって入札をした者を落札者とします。

ただし、落札者となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじによって落札者を決定します。

10. 契約の締結

落札者は落札の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結してください。なお、仮契約の場合は、議決後本契約を締結したものとみなします。

この期日までに契約を締結しないとき、また、入札参加資格を証する書面（市税納税（完納）証明書・身分証明書又は法人登記簿謄本）を提出しないときは、落札決定は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

なお、契約時には、契約保証金（契約金額の10%）を納入しなければなりません。

納入した契約保証金は売買代金の完納後に返還します。ただし、落札者の申し出により売買代金に充当することができます。

また、落札者において、落札物件の売買に関して法律等の規定により、許可等を要する場合においては、その許可等の承認があったときに契約は有効となります。

11. 売買代金の納入

市が発行する納入通知書により、売買契約締結後30日以内に売買代金の金額（前項の規定により納付した契約保証金の額を控除した金額）を納入しなければなりません。この期間内に売買代金を完納しない場合は、落札者の決定を取り消し、契約を解除し、契約保証金は市に帰属することになります。

12. 立木搬出期限

契約締結日から令和9年2月28日までとなります。

13. 買受人が負担する費用

契約に要する印紙税

14. 入札用紙等

入札に要する入札書については、入札日当日までに市で交付します。

15. 入札日に持参するもの

入札保証金（※）・印鑑・ペン・委任状（代理人が入札に参加する場合）

※入札保証金を免除できる者は不要です。説明書の6をご覧ください。

16. 現場説明について

【物件1】

日 時 令和8年1月28日（水）午前10時から

集合場所 北方町速日ノ峰ETO ランド駐車場（駐車場集合後、現地へ案内）

※時間までに集合しない場合は、現場説明会に参加しないものと判断します。